

平成 21 年 7 月 22 日

暴力団追放豊島区民決起大会を開催

～全国初 民間マンションからの暴力団排除を盛り込んだ生活安全条例を周知～

本日 7 月 22 日、豊島公会堂で、区民、事業者、警察、豊島区が一丸となり暴力団を地域から排除しようと、「暴力団追放豊島区民決起大会」を開催、暴力団排除に取り組む決意を宣言した。

豊島区、特に池袋は繁華街であることから、以前から地域の区民が中心となり、区や警察と協力しながら環境浄化パトロール、組織犯罪根絶協議会など暴力排除のための活動を続けている。そうしたメンバーを中心に、より実効性のある豊島区生活安全条例の改正の要望、意見が寄せられていた。

そこで本区は、平成 21 年 1 月 1 日、全国で初めて民間マンションなどの物件から暴力団を排除する内容の条項を盛り込んだ、「豊島区生活安全条例」の改正を行なった。条例では、区、区民、事業者、共同住宅等の所有者の責務を定め、売り払いや貸し付け契約の際に暴力団が入り込むことなどを防止する。

本日の大会では、条例の改正を区民に広く周知するとともに、暴力団排除活動を今後も強く進めることをアピールした。

日 時	7 月 22 日（水曜日） 午後 2 時から 4 時	
場 所	豊島公会堂（東池袋 1-19-1）	
主 催	池袋地区組織犯罪根絶対策協議会、池袋警察署、巣鴨警察署、目白警察署、豊島区	
当日の内容	<p>大会では、池袋駅西口で環境浄化パトロールなどにより暴力団追放の運動を続けてきた「池袋地区組織犯罪根絶協議会」副会長、加藤竹司氏が「暴力団追放宣言」を読み上げ、高野之夫豊島区長に手渡した。会場からは、大きな拍手が鳴り響いた。</p> <p>高野区長は「安全・安心な街が 26 万区民の願いです。警察、行政、区民のみなさんが一緒になって良い街をつくっていきましょう」と力強く宣言文を掲げた。</p> <p>その後、暴力団対応の第一人者である中林喜代司氏（なかばやしきよし 全国暴力団追放推進センター参与）の特別講演と、警視庁音楽隊による演奏も行なわれた。</p>	
写 真	宣言文を掲げる区長 	警視庁音楽隊の演奏 
問 合 せ	治安対策担当課	

(予告) 暴力団追放豊島区民決起大会 開催**～ 全国初 暴力団追放のための具体的内容を備えた条例を周知 ～**

7月22日、豊島公会堂で「暴力団追放豊島区民決起大会」が行なわれる。この大会は、平成21年1月1日に改正され、**全国でも初めて**暴力団追放のための具体的内容を備えた「**豊島区生活安全条例**」(注釈1)を、広く周知するために開催される。区民、事業者、警察、豊島区が一丸となって、暴力団を地域から排除するきっかけとするのが狙いだ。

豊島区には暴力団等の事務所が多くあり、暴力団員等も多数居住している。特に池袋は繁華街、歓楽街であることから、暴力団等の資金源となっている店も多いため、以前から地域の区民が中心となり、区や警察と協力しながら**暴力排除の機運を盛り上げてきた**。一方で、平成20年に暴力団対策法が改正され、**暴力の排除活動の促進が自治体の責務とされた**経緯がある。このような状況から、区は生活安全条例を改正し、**民間のマンション等の物件から暴力団を排除する内容を盛り込むことに踏み切った**。

大会では、長く池袋地区で暴力団追放の運動を続けてきた「池袋地区組織犯罪根絶協議会」が「**暴力団追放宣言**」を読み上げる。その後、**暴力団対応の第一人者である中林喜代司(なかばやしきよじ)氏の特別講演**と、警視庁音楽隊による演奏も行なわれる。

豊島区の治安対策担当課長は、「暴力団と接触する機会が多くなってしまふ、ホテル業界や飲食業界、不動産業界の方には特に参加していただきたいですね。また、区民の方や区で働いている方、区内に賃貸物件などを持っている方たちにも来てもらって、**豊島区では堂々と暴力団にNOと言えるんだ**、ということを知ってもらいたいです」と語っている。

日 時	7月22日(水曜日) 午後2時から4時(午後1時30分開場)
場 所	豊島公会堂(東池袋1-19-1)
主 催	池袋地区組織犯罪根絶対策協議会、豊島区、暴力団追放運動推進都民センター 池袋警察署、巣鴨警察署、目白警察署
当日の内容	第一部 式典 …主催者、来賓挨拶など。暴力団追放宣言 第二部 特別講演「その取引は大丈夫?!～条例効果で促進する暴力排除活動」 講師…全国暴力追放運動推進センター参与/中林喜代司(なかばやしきよじ)氏 第三部 アトラクション …警視庁音楽隊による演奏
補 足	(注釈1)「 豊島区生活安全条例 」の改正で追加された内容 区の責務 1 区政運営における暴力排除を促進します 2 区民の皆さんへの暴力排除の啓発や支援を行ないます 区民・事業者の皆さんの責務 1 暴力団等への情報に接した場合は区や警察等への通報等、暴力排除に努めます 2 区が行なう暴力排除事業等に協力します 共同住宅等所有者等の責務 1 暴力団等に共同住宅等を居住・使用させないように努めます 2 共同住宅等を売り払う時や貸し付ける時には、以下の条項を含む契約を締結するように努めます 契約解除条項 ・暴力団等が居住、使用することが判明したときは、催告を要せずに契約を解除する ・暴力団に限らず、犯罪に用いられたときは、催告を要せずに契約を解除する
問 合 せ	治安対策担当課